

## 森林・林業体験交流促進対策（新規）

### 1 趣 旨

平成20年3月に改訂された「学習指導要領」（平成23年施行）には、小学校における自然体験活動の充実が新たに盛り込まれたところであり、また、平成20年度から、農林水産省・総務省・文部科学省の三省が連携して、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始されたところです。

自然体験活動は、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」を目標としていることから、体験活動の場として山村や森林も一定の役割を果たすことが期待されています。

四国森林管理局においては、これまでも、都市部の学校等に森林教室等の実施を働きかけるとともに、学校等からの要請に対し、体験活動の場として国有林を提供したり、指導者として職員を派遣するなど、森林環境教育の推進に努めてきたところですが、これらの取組は、森林環境教育に積極的な一部の学校の要請に偏る傾向にあり、広く都市部等の小学生も対象とした自然体験の機会を提供することが少なかったところです。

このため、農山漁村における体験活動とも連携して、森林環境教育の実施に適した国有林を「学習教育林」として選定し、利用促進のためのフィールドの整備や学習・体験プログラムの整備等を実施していきます。

### 2 事業内容

#### (1) 学習教育林の整備

比較的都市部に近い嶺北森林管理署管内の「工石山」、香川森林管理事務所管内の「飯の山」において、安全で効果的な学習・体験活動を行うため、学習教育林の全体構想及び学習・体験プログラムを作成し、学習ポイントを踏まえた学習コース等の整備を実施します。

#### (2) 学習教育林情報の提供

四万十川森林環境保全ふれあいセンターが森林環境教育を実施しているフィールド（愛媛及び四万十森林管理署管内）では、学習コースとして補完が必要な説明看板、樹名板、道標等の整備を実施します。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域（内子わくわく体験協議会（愛媛県内子町）、幡多広域観光協議会（高知県四万十市ほか））では、協議会に参画しつつ、学習教育林に関する情報を積極的に提供するなど、連携して取り組んでいきます。



（森林の中での体験活動の様子）

担 当：指導普及課 中島、三浦  
TEL：088-821-2121

## 「森林の達人集」の拡充について

四国森林管理局では、平成20年度において、国民の方々の多様な森林環境教育のニーズに弾力的・機動的に対応するため、枝、葉、ツルなどの自然の材料を用いた遊び、林内、木、溪流などといった森林環境をフィールドとした遊び、活動を得意とする名人達を「森林の達人集」（高知県版及び徳島県版）としてデータベース化し、四国森林管理局のホームページに掲載しました。

平成21年度は、香川県版及び愛媛県版の「森林の達人集」を作成して、四国における「森林の達人」のネットワーク化を図り、別紙8の『「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国』等を含め、各地で講師として活躍していただき、効果的な森林環境教育を推進していきます。

The screenshot shows the homepage for the 'Forest Master Collection' (森林の達人集) on the Shikoku Forestry Agency website. The page features a header with the agency name and a breadcrumb trail. Below the header, there is a navigation bar and a main content area with illustrations of children and trees. A speech bubble contains the text: 'ぼくは こだま わたしは このは わたしたちと、森林の達人に会いに行きましょう'. Below this, there are links for PDF and WORD versions of the collection. At the bottom, there is a contact information section with the phone number 088-821-2121 and the email shikokusidou@64.rinya.maff.go.jp.

四国森林管理局のホームページに掲載している「森林の達人集」のトップページ  
( <http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/koho/tatujin/index.html> )

担当：指導普及課 中島、三浦  
TEL：088-821-2121

### 国有林材の安定供給について

国産材の安定供給体制の整備を図るため、平成１９年度に全国→地域ブロック→都道府県の各レベルにおいて木材安定供給協議会が設立され、

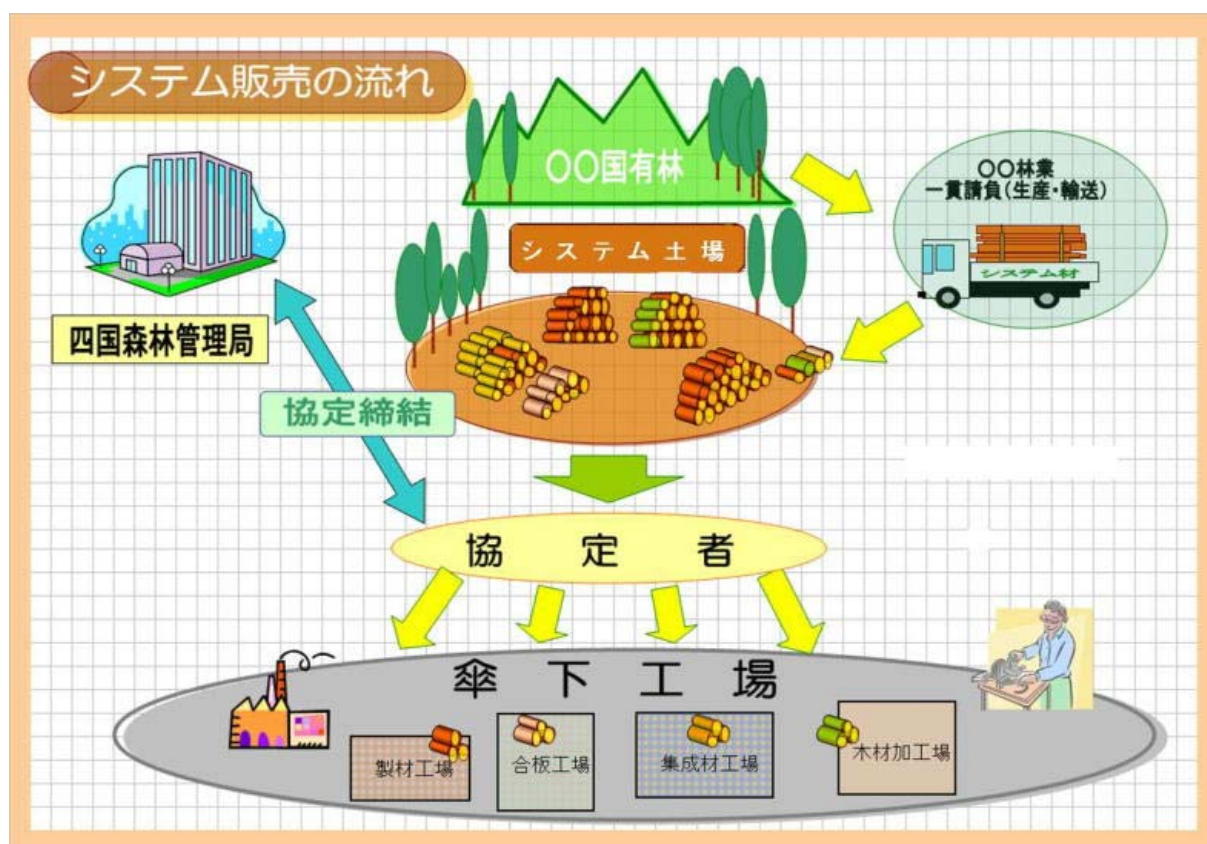
- ① 木材供給可能量情報の取りまとめと木材加工者への提供
- ② 提案型施業の実施のための研修の企画や課題等の検討
- ③ 低コスト作業システムの導入の促進のための情報の収集・提供

などの活動を行っており、民有林・国有林が連携して木材の安定供給への取組を行うこととしています。

このため、国有林野事業としては、協議会を通じて、当該年度における国有林野の収穫量・販売量の見通し等の情報等を提供するとともに、民有林材の供給に係る情報や川下の需要動向に係る情報収集を図ることとしています。

また、四国森林管理局では、素材の安定供給を目指して、１７年度から、合板・集成材・製材工場などの大口需要者へ直接販売（システム販売）しており（２０年度実績７２千 $m^3$ ）、２１年度についてもスギは合板用に、ヒノキはラミナ、間柱用等に５０千 $m^3$ を販売することとしています。

こうした取組を通じて、国産材利用の拡大を図ることとしています。



担当：販売課 松本  
TEL：088-821-2170

## 地域材利用促進に向けた取組について

### 1 趣旨

国有林野内の人工林については、長伐期化する場合も含めてその多くが間伐の必要な齢級となっており、間伐の適確な実施が水源かん養等公益的機能の維持増進はもとより、地球温暖化防止の観点からも重要な課題となっています。また、その間伐に伴って生産される間伐材などの森林資源の有効利用が求められています。

間伐材などの地域材の利用を促進するためには、その生産された材を需要者へ安定的に供給するとともに、木の良さを一般消費者へPRするなどの取組が重要となっています。

このため、四国森林管理局では以下の取組を通じて、地域材の利用を促進し、健全で豊かな森林づくりに取り組めます。

### 2 事業内容

#### (1) 地域材利用促進協議会（仮称）の設立（新規）

民有林の林業施策担当者等と連携し、地域材の一層の有効利用・利用促進に関する協議会を新たに設立し、情報交換を行うとともに、川上から川下までの一貫した施策体系と木材の安定供給に関する協議を行います。

#### (2) 消費者等に対する普及活動

##### ① 地域材発見ツアー

地域材を使用した木造住宅に関心のある消費者を対象として、地域材を使った木造住宅に触れるツアーを実施します。

##### ア 実施時期

平成21年10月（予定）

##### イ 対象者

森林・林業及び木材利用に関心のある者  
（20名程度（公募））



（土佐スギを使用した称名寺）

##### ② 建築学科在籍の大学生等（「建築士の卵」）のための森林環境教育

将来、木造住宅建築など木材利用の推進役となり得る建築学科等に在籍する学生等を対象として、産・学・官が連携し、『～森から学ぶ木造建築等の設計士セミナー～「森の未来に出会う旅」』を実施します。

##### ア 実施時期

平成21年8月（予定）

##### イ 対象者

木造建築に興味のある学生  
（20名程度）

担 当：販売課 松本
TEL：088-821-2170
担 当：指導普及課 中島
TEL：088-821-2121

「四国山の日」  
もり  
～新・四国の森林づくり推進事業～

1 趣 旨

森林の有する多面的機能を十分に発揮させていくためには、森林の整備や木材の利用、森林環境教育活動等を、地域住民をはじめ多くの方々が連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

このような状況を背景に、平成16年11月に四国4県の豊かな生活環境や森林の多面的機能の高度発揮の実現に向けて、四国4県と四国森林管理局による「四国の森づくりに関する共同宣言」がなされました。

この共同宣言に基づく取組等を具体化していくため、平成16年度から毎年テーマを定め、地域住民、森林ボランティア、四国4県、四国森林管理局等関係者が連携し、四国の森づくりに取り組んできました。

- ・16年度：「四国はひとつ 4県連携の森づくりに向けて」（於：高知県本山町）
- ・17年度：「四国の森づくりネットワークの設立に向けて」（於：徳島県神山町）
- ・18年度：「県民参加の森林づくり」（於：愛媛県内子町）
- ・19年度：香川県まんのう町において「いのちの水は森から 子どもたちに伝えよう 森との関わりを」（於：香川県まんのう町）
- ・20年度：「ここの森林の宝を見つけよう」（於：高知県香美市）

平成20年度からは、4県が一巡し二巡目に入ったところであり、これまでの取組を踏まえ、さらに、地域の特性を活かした取組を進めていきます。

2 事業内容（予定）

- (1) 森づくり交流学習会
- (2) 森づくり活動

3 開催日・場所

- (1) 平成21年10月31日（土）～11月1日（日）
- (2) 徳島市ほか

※なお、事業内容等が具体化してきた段階で、再度内容についてお知らせします。



(平成20年度「四国山の日 inこうち」の様子)

担 当：指導普及課 中島、橋口  
T E L：088-821-2121

### 民有林との森林整備協定の推進

平成16年に四国4県と四国森林管理局との間において、森林整備の推進、木材の利用推進、森林環境教育の推進や四国山の日の創設を内容とする「四国の森づくりに関する共同宣言」を締結して以降、平成20年までに愛媛県、香川県、徳島県、高知県と四国森林管理局との間で順次「森林づくりに関する覚書」を締結してきました。

これらの覚書を具体的に推進する取組の一環として、今年度、高知県嶺北地域の民有林と国有林との間で、効率的かつ効果的な作業路網の構築による間伐の推進等を目的とした森林整備協定を締結することとしています。

この森林整備協定の締結により、民有林と国有林が連携した路網の整備、間伐の実施など森林整備のより一層の推進が期待されます。



(森林整備協定締結候補地) いの町(旧)本川村)

担当：計画課 米田、瀬崎  
TEL：088-821-2100